平成２７年（フ）第２８６号
堺市西区浜寺石津町中２丁７番22号　石静住宅１Ｆ５号、前住所堺市西区浜寺石津町中４丁20番18号
債務者　小林亜希子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　幸治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３５７号
札幌市東区北20条東１丁目３番29―206号
債務者　菊池　謙光
1　決定年月日時　平成27年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３０３号
大阪府松原市天美我堂１丁目７番地－Ａ棟305号
債務者　池上　純司
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３３８号
愛知県江南市大海道町中里122番地
債務者　大島　勝弘
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　泰好
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４２号
群馬県太田市鳥山下町639番地30　サンシティハイツ202号、前住所埼玉県さいたま市見沼区大字中川318番地１　グランハイム小熊207
債務者　金子　　忍（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成27年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第４３２号
新潟市東区紫竹５丁目17番14号
債務者　唐澤　　彰
1　決定年月日時　平成27年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７６号
新潟市北区嘉山５丁目２番２号
債務者　曽我　義則
1　決定年月日時　平成27年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９２号
岐阜市日野北１丁目２番11―401号　大長良川マンション、前住所岐阜市高野町５丁目19番地
債務者　高倉　啓子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４０号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字舟入１番地１　コープ野村Ｃ―1004号
債務者　羽田野晃央
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第９１号
愛知県丹羽郡大口町垣田８番地　県営大口住宅７棟306号
債務者　吉田三恵こと　**吉**田　三惠
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１０１号
愛知県一宮市大和町妙興寺字高畑45番地１　メゾン大和306号
債務者　横井　夕子
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第７号
和歌山県御坊市藤田町吉田334番地５　市営
債務者　田中　　**廣**
1　決定年月日時　平成27年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２７年（フ）第８号
和歌山県御坊市藤田町吉田334番地５　市営
債務者　田中　直美
1　決定年月日時　平成27年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２７年（フ）第３７６号
福岡市博多区板付４丁目２番16号、前住所福岡市博多区西月隈５丁目18番11―203号
債務者　酒井　敏幸
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４０１号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目10番16号　平山ハイツ101号
債務者　戸井・ランチスタジアムこと　松田　安代
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４０６号
福岡市中央区春吉２丁目16番15―807号
債務者　木本はるみ
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４０９号
福岡市南区大楠１丁目10―１―203、住民票の住所福岡市博多区築港本町２番３―404号
債務者　小原　　卓
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部